

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令 新旧対照条文〔抄〕

○ 児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）（抄）（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（法第二十一条の五の十五第三項の厚生労働省令で定める基準） 第十八条の二 法第二十一条の五の十五第三項の厚生労働省令で定める基準は、法人であることとする。ただし、法第六条の二第三項に規定する医療型児童発達支援（病院又は診療所により行われるものに限る。）に係る指定の申請についてはこの限りでない。</p> <p>② 前項の規定は、法第二十一条の五の十六第一項の指定障害児通所支援事業者（法第二十一条の五の三第一項に規定する指定障害児通所支援事業者をいう。）の指定の更新について準用する。</p> <p>（法第二十四条の九第二項において準用する法第二十一条の五の十五第三項の厚生労働省令で定める基準） 第二十五条の二十一の二 法第二十四条の九第二項において準用する法第二十一条の五の十五第三項の厚生労働省令で定める基準は、法人であることとする。</p> <p>② 前項の規定は、法第二十四条の十第一項の指定障害児入所施設（法第二十四条の二第一項に規定する指定障害児入所施設をいう。）の指定の更新について準用する。</p>	<p>（新設）</p> <p>（新設）</p>